

## 民泊に係る消防用設備等の基準に関する適用除外条件の明確化

(平成28年5月16日 消防庁予防課長通知 消防予第163号)

## 特例措置前

○消防用設備等の基準の適用除外については、消防機関が、個別に防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して運用している。

(規制の根拠)

消防法施行令(昭和36年政令第37号) 抄

## 第2章 消防用設備等

## 第3節 設置及び維持の技術上の基準

第32条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

## ニーズ

○消防用設備等の基準の適用除外について、消防機関の個別の判断によるため条件が曖昧であり、基準を明確化してほしい。

## 特例措置

○消防機関が民泊における消防用設備等の基準の適用除外について円滑に判断を行うため、民泊が存しない階における誘導灯の設置免除条件や、既存の消防用設備等で対応可能な条件等を具体的に例示する。

## 効果

○消防用設備等の基準の適用除外に該当するかの判断が円滑になる。